

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。今回は、「土地区画整理審議会（第5回）の報告」他3件についてお知らせいたします。

土地区画整理審議会（第5回）の報告

去る3月25日（月）に第5回土地区画整理審議会が開催されました。

今回は、先行整備街区A及びBにつきまして、評価員会議で制定された土地評価基準に基づいて行った「換地設計」をお諮りし、答申をいただきました。

また、「換地申出の結果」、「土地評価の方法」、「宅地整備の考え方」及び事業進捗状況等についてURより報告しました。



先行整備街区へ換地をされる方への個別面談等について

第5回の審議会におきまして、先行整備街区A及びBの換地設計の答申をいただきましたので、現在、先行整備街区への換地申出書を提出された方にお返しする換地の位置や形状、水道等の供給処理施設の位置や擁壁等の宅地整備に関する資料を作成しております。準備が整い次第順次日程調整をさせていただき、ご説明させていただきたいと考えておりますので、今暫くお待ちください。

なお、先行整備街区以外へ換地される方につきましては、前号でもお知らせしましたが、換地設計が整い次第、審議会へお諮りし、今年（2019年）の秋以降にご説明をさせていただく予定にしております。

先行整備街区の宅地整備工事の工程について

先行整備街区Aについては、国土交通省大和川河川事務所の工事との調整を行ってきたところで、5月下旬より旧外山公園エリアから本格着工し、令和3年春頃の宅地引渡しを目指しています。

先行整備街区Bについては、5月中旬から三宝水再生センター用地内の仮設進入路築造から着手し、令和2年夏頃の宅地引渡しを目指しています。

近隣の皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、安全・環境に十分配慮した施工に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

UR 都市機構堺都市再生事務所の人事異動について

区画整理だより第12号（2019年1月23日発行）以降、当事務所で人事異動がありましたのでご報告させていただきます。

今後は下記メンバーが、今までの経緯を引継ぎ、個別面談等のご対応をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○堺都市再生事務所	所長	諏訪	→	<u>犬童</u> （新任）
	副所長			<u>西尾</u> （留任）
○事業調整課	課長			<u>今上</u> （留任）
○企画補償課	課長	久下	→	<u>吉野</u> （新任）
	主幹			<u>平尾</u> （留任）
	主査	小島	→	<u>池田</u> （新任）
	担当			<u>井上</u> （新任）（増員）
○事業計画課	課長	山村	→	<u>長内</u> （新任）
	主幹	塚原	→	<u>三上</u> （新任）
	担当			<u>岡</u> （新任）（増員）
○工事課	課長			<u>朝原</u> （留任）
	担当			<u>常田</u> （新任）（増員）
	担当			<u>忠藤</u> （留任）

今後とも、本事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問い合わせください。



UR 都市機構

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
堺都市再生事務所
〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番2
TEL：072-282-7722